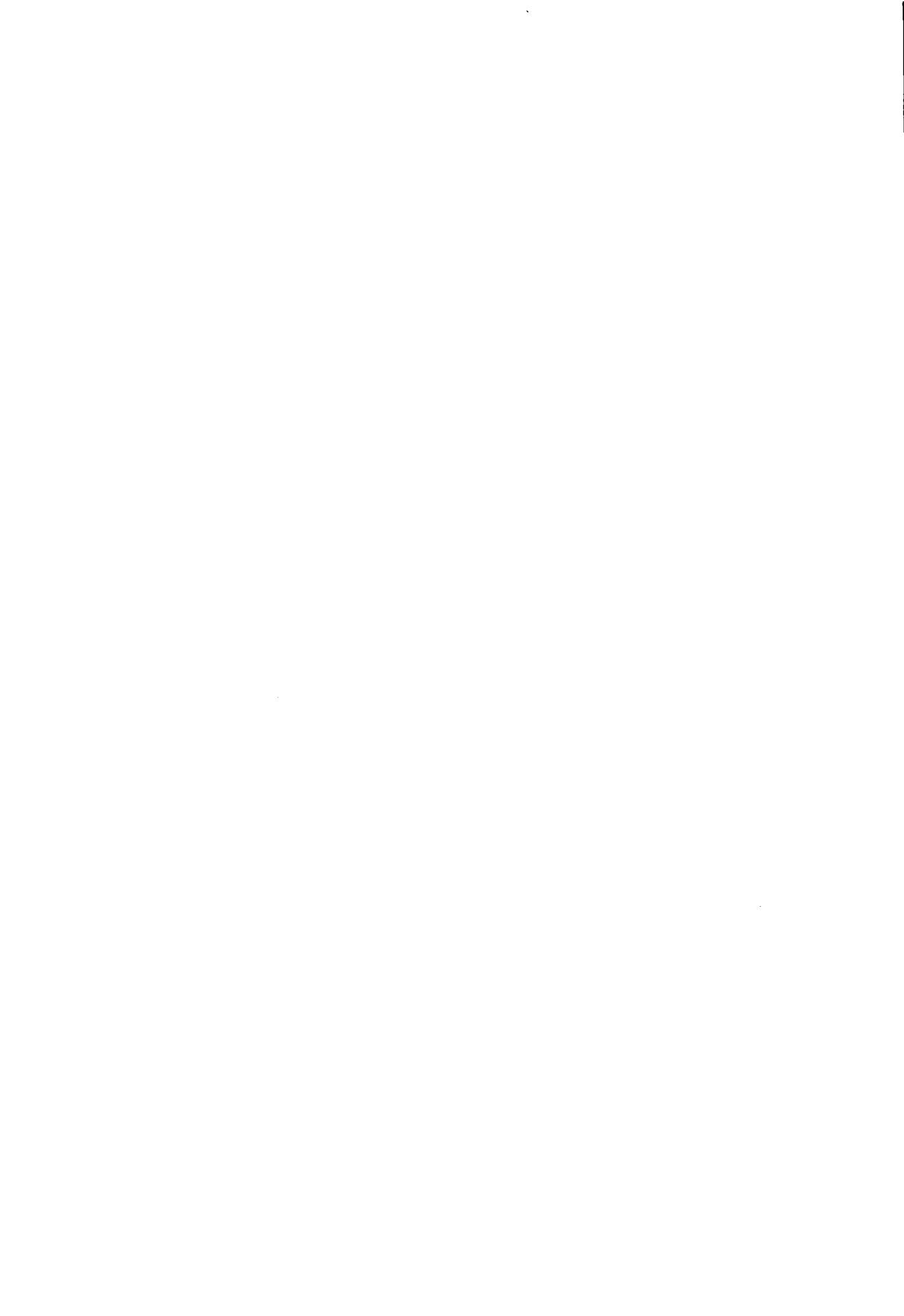


第2編 各論



第1章 大臣官房

第1節 農業基本法関連事項

1 農業の動向に関する年次報告等

農業基本法第6条及び第7条の規定に基づき、政府は「平成7年度農業の動向に関する年次報告」及び「平成8年度において講じようとする農業施策」を平成8年4月12日に閣議決定し、同日付けで第136回国会に提出出した。

一般に「農業白書」と呼ばれる「平成7年度農業の動向に関する年次報告第1部農業の動向」については、農政審議会動向部会における4回の検討を踏まえ、内閣総理大臣（橋本龍太郎）から平成8年3月15日に第88回農政審議会に対して諮問され、諮問案が妥当である旨の答申を得ている。

「食料品の内外価格差とその要因」、「次代を担う農業生産の担い手の新たな展開」という2つの課題を特集とした7年度の「農業白書」の要旨は以下のとおりである。

(1) 平成6～7年度の農業経済

ア 経済の動向と農業経済

我が国経済は、6年に緩やかながら回復の方向に向かったのち、7年後半は足踏み状態をとどった。一方、6年度の農業生産（数量）は、多くの農産物が天候に恵まれて豊作となったため、全体で12.4%増加した。

イ 景気・為替変動と農業、農村、食品産業

食料費の支出（実質）は、景気回復期に入ってもマイナスで推移している。また、急速な円高に伴う農産物輸入（数量）の急増は、国産農産物の産地への影響を与えている。食品製造業では、生産拠点の海外移転等が進行している。

(2) 食料需給と農業、食品産業

ア 食料消費と食生活

我が国の1人1日当たり供給熱量（6年、2,627Kcal）は、量的にはほぼ飽和水準に達したとみられる。消費品目構成の変化等食料消費の質的な変化が引き続々みられる。

イ 農業生産と農産物需給の動向

(ア) 農業生産の動向

供給熱量自給率は低下傾向で推移してきたが、3年度以降、異常気象で米等が不作となった5年度を除き、46%で横ばいとなっている。

(イ) 米の需給動向と新たな米流通

7年産米の作況指数が102の「やや良」となったことから、米の需給は引き続き緩和状態で推移した。7年11月に施行された「食糧法」においては、米の安定流通を確保することを基本としながら、従来の流通規制が緩和された。

(ウ) 國際化時代の畜産物需給と畜産經營

食肉の国内生産量は、牛肉が増加傾向にあるが、豚肉、鶏肉は引き続き減少している。7年度には、円高の進行、関税率等の引下げにより食肉の輸入が急増したことから、関税の緊急措置が冷凍牛肉及び豚肉について発動された。

(エ) 畑作物等の需給動向

野菜の輸入量は大幅な増加傾向にあり、特に、生鮮野菜が増加している。同じく輸入量が増加している果実では、特に果実加工品がふえている。花きでは、供給量が増加しており、切花消費は家庭に定着しているものと考えられる。

ウ 食品産業の動向

食品小売業では、スーパー等セルフ店の店舗数、販売額に伸びがみられる。また、外食産業では、売上高の伸びが鈍化している。食品製造業においても、出荷額の伸びに鈍化がみられるが、弁当等の調理食品の分野では回復のきざしがみられる。

エ 農業の変貌と技術開発、情報化の進展

生産性の向上や高付加価値化に加え、労働快適化の分野や環境保全の分野において新技术の開発・普及の進展が見込まれる。

オ 食料供給と環境との調和

科学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業への取組が全国的に展開されている。

(3) 世界の農産物需給と国際協力

最近の穀物等の国際需給は、全体として引き締まり傾向にある。中長期的には、人口の増加等による需要

の増加、環境面等の制約により、場合によっては、ひっ迫することも懸念されている。

開発途上国からの協力ニーズは、多様化・高度化しており、我が国からの協力内容も食糧増産だけでなく、流通・加工、研究・開発等に広がっている。

(4) 食料品の内外価格差とその要因

ア 食料品の内外価格差の現状

我が国の食料品の小売価格は、欧米諸国に比べ約3~4割高くなっている。

イ 食料需給構造と価格形成

食料品価格に対しては、生産資材費等（農業の国内生産額約12兆円の4割を占める）の直接的なコストのほかにも、国土条件の制約、消費者の志向、人件費、地価、エネルギー価格、為替レートの変動等の種々の要因が重層的に影響を及ぼしている。農業・食料関連産業全体の国内総生産51兆円のうち約6割を関連製造業、流通業が締めている。

ウ 食料品の生産、流通、消費における内外価格差要因

農業生産資材の小売価格等をアメリカと比較すると、資材の製造・流通段階での人件費やエネルギー価格、資材の消費の規模等の違い等から1.2~2.4倍の価格差がある。流通段階では、トラックの運送料金は大口・長距離輸送ほどアメリカより割高となる傾向がある。また、多段階な食料卸売業の構造、多頻度最寄り買い等の消費者行動、さらには多頻度小口配送の増加等もコスト増の一要因となっていると考えられる。

エ 食料品の内外価格差の背景

我が国では、農用地面積は著しく小さく（アメリカの78分の1）、のうち価格（同100倍）も高いため、農産物価格はある程度割高とならざるを得ない面がある。加えて、円高の進行が、内外価格差を拡大させている面もある。

オ 食料品の内外価格差縮小に向けての課題

円高等を背景に国際市場からの影響が強まると見込まれるなか、国内産食料品の市場を確保していくためには、安全で高品質な食料を安定的に供給していくことと併せて、食料品の内外価格差の縮小を図る努力が必要である。

我が国の場合、各産業に共通する人件費、地価、エネルギー価格等が諸外国と比べて高水準であるといった問題はあるが、農業においては規模拡大等を通じたコスト低減を進めていくことが重要である。また、関連産業においても一層の合理化、効率化等の努力が必要である。

(5) 次代を担う農業生産の担い手の新たな展開

これまで農業生産を中心的に担ってきた昭和一けた世代が、農業からリタイアする時期にさしかかろうとしているなかで、若い担い手の確保・育成が課題となっている。

ア 農業生産の担い手の長期的変貌

農業就業人口に占める65歳以上の者の割合は、40年には13%だったが、7年には46%と半数近くなっています。高齢化が急速に進行している。昭和一けた世代は農業就業人口の約3分の1を占め、大きな割合を占めている。女性では、最近5年間でこの世代の人数が減少しているが、男性では、65~70歳層の減少がみられないばかりか、65~70歳層は増加している。他方、農業従事者（年間1日以上農業に従事した者）をみると、若年層においても農村地域に数多く存在している。

主として農業に従事する若い担い手は、長期にわたる減少傾向を脱し、わずかながらもここ数年増加傾向で推移している。Uターン青年の就農理由をみると、「自発的な理由」が「家の事情等」による理由を上回っている。また、大規模な農業生産法人では、従業員の募集を職安や一般求人広告によって行う割合が多くなっている。このようななかで、近年、「職業としての農業観」が形成されつつある。新規就農を促進するため、行政機関、農業団体により、「技術」、「農地」、「資金」の三つの面における多様な支援策が積極的に実施されるようになってきている。

農家女性は農業就業人口の約6割を占めているが、特に若年層でその割合が高くなっている。近年、女性の役割を前向きにとらえる意識が醸成されている。

イ 農地流動化の動向と規模拡大による効果

賃借による農地の総移動面積の3分の1が、3ha以上層に集積している。このため、経営耕地面積に占める3ha以上層の面積シェア（7年、21%）が上昇している。

ウ 多様な農業経営の展開

土地利用型農業では、生産量の相当程度を小規模経営が担っているが、一方で、少數ながら大規模経営が着実に増加しており、集約的・複合的な経営の展開もみられるなど農業経営の主体は多様化している。

農業労働力の確保状況により経営の展開に大きな差がみられ、担い手を確保している農家では積極的な経営が展開されている。

このようななかで、農業生産を補完する役割を集落の多数の参加で設立した農業生産法人や市町村農業公社が果たしている事例もみられる。

意欲のある若い担い手を確保するための条件として

は、①意欲のある者が若いうちから農業に本格的に從事できるような就農の場の創出、②開かれた職業としての農業を確立するための就農条件の整備、③職業として農業の魅力を高めるため、高い農業所得とゆとりある労働条件の実現。④農村の活性化にも寄与するとの観点から、地域全体での支援体制の構築、をそれぞれ一層進めていくことが必要になっている。

(6) 農村社会の変化と活性化

ア 農村の人口動向と生活環境

大都市圏への人口移動の流れは急速に沈静化の傾向をたどり、5年から地方圏で転入超過へ転じている。農村地域では高齢化が急速に進行する一方で、高齢者にも住みやすい農村社会の維持・向上を図るための動きも活性化している。

イ 中山間地域の活性化

中山間地域では、地域の活性化を目指して、農業の担い手や集落・地域のリーダーの育成・確保等人づくりのために、基金の設立、農作業受託等の第三セクターの設立等多様な取組がみられる。

ウ 農村と都市の交流

農村と都市双方にとって多様な効果が期待できる農村都市交流が活発になるなかで、グリーン・ツーリズム（農山漁村滞在型余暇活動）が、多様な就業の場と創出という観点からも注目されている。

2 「農産物の需要と生産の長期見通し」の公表

政府は、農業基本法第8条に基づき、「農産物の需要と生産の長期見通し」を平成7年12月26日に閣議決定し、公表した。その概要は次のとおりである。

(1) 長期見通し作成の基本的考え方

今回の長期見通しの最も重要なポイントは、ウルグアイ・ラウンド農業合意による新たな国境措置の下で、農業者が将来の農業経営に意欲を持てるような農業生産の将来方向を示すことである。

したがって、策定に当たっては、今後の需要動向に即応して適正な価格で良質の農産物を安定的に供給することにより、自給率の低下傾向に歯止めをかけることを基本として、可能な限り我が国農業生産の維持・拡大を図ることをねらいとしている。

(2) 前提条件

ア 需要見通しの前提となる民間最終消費支出の実質伸び率は年率2.0~3.5%とし、目標年次における総人口は、厚生省人口問題研究所の推計に基づき、1億2,935万人としている。

イ 目標年次における国境調整措置等については、ウルグアイ・ラウンド農業合意による最終年（平成12

年度）のものと仮定している。

今後のWTOにおける継続交渉によるウルグアイ・ラウンド農業合意実施期間後の枠組みが明らかになる等前提条件に変更が生じた場合は、見直すこととしている。

(3) 長期見通しの内容

ア 農産物需要

(ア) 食料消費が量的飽和水準に到達していることにより、品目ごとの消費量の増減はかつてに比べると小さくなっている。

(イ) 従来からの米と畜産物及び油脂との間の代替関係については、油脂の消費が横ばいとなる中で、米の消費の緩やかな減少と畜産物の消費の増加が継続すると見通される。

(エ) 野菜、果実等その他の品目の消費については、多様化を伴いつつも、量的にはほぼ横ばいで推移すると見通される。

(オ) 熱量は、既に日本人の体位、体格からみて、満足すべき水準に達しており、今後も、1人1日当たりの供給熱量はほぼ横ばいの2,600Kcal程度で推移すると見通される。その中で、供給熱量に占める脂質の比率が高まり、適正とされる水準を上回るおそれもあることから、栄養的にバランスのとれた「日本型食生活」の一層の定着や健康づくりに資する食生活の実現を図っていくことが重要である。

イ 農業生産

(ア) 基本的考え方

a 近年、我が国の農業生産は、多くの品目で減少ないし停滞傾向で推移しており、このようなすう勢が継続した場合、大幅に生産が減少する可能性がある。

b したがって、我が国農業は、生産性向上を図りつつ、市場への近接性等の優位性を活用することを通じ、良質、安全、新鮮で適正な価格の農産物を安定的に供給していくことにより、その持てる力を最大限發揮し、可能な限り国内生産の維持・拡大に努めることが重要である。

c 国土・環境の保全、地域社会の維持等農業・農村の持つ多面的、公益的機能を十分発揮していくためにも、国内農業の健全な発展を図ることが必要である。

d なお、地域農業の基幹を担う効率的かつ安定的な農業経営を中心に、小規模な兼業農家や高齢農家との適切な役割分担により、農地や労働力を有効かつ効率的に活用できる活力に満ちた農業構造の実現が基本となる。

(イ) 主要品目の生産の展開方向

a 米については、今後とも需給の均衡を図りつつ、

表1 需要と生産の比較

(単位：万トン、%)

	平成4年度			平成5年度			(平成12年度(参考試算))			平成17年度		
	国内消費 仕向量 (A)	国内 生産量 (B)	自給率 (B)/(A)									
米	1,050	1,057	101	1,048	783	75	999~1,035	964~1,000	96~97	973~1,025	938~990	96~97
小麦	627	76	12	634	64	10	638	77~87	12~14	645	77~94	12~15
大・裸麦	275	29	10	276	28	10	280	35	12	283	38	13
大豆	482	19	4	500	10	2	483	23	5	483	26	5
野菜	1,734	1,561	90	1,671	1,479	89	1,767	1,563	88	1,788	1,565	88
果実	820	486	59	811	440	54	867	452	52	907	450	51
牛乳・乳製品	1,070	862	81	1,074	855	80	1,182~1,243	945	78	1,259~1,363	1,010	77
肉類	522	340	65	529	337	64	573~599	355	61	605~649	367	59
うち牛肉	122	60	49	135	60	44	162~181	72	42	182~214	80	40
豚肉	209	143	68	208	144	69	213~215	145	68	216~220	145	67
鶏肉	175	137	78	171	133	77	184~188	138	74	193~200	141	72
鶏卵	267	258	97	270	260	96	277	267	96	282	272	96
砂糖	256	88	35	246	81	33	236	88	37	229	88	38

注：1) 平成17年度の米の国内生産量は、国境調整措置等をウルグアイ・ラウンド農業合意による最終年（平成12年度）のものと仮定した場合のものである。なお、米の国内生産量は、国内消費仕向量から国内産では対応できない加工用途分を除いた数量である。

2) 自給率は、国内生産量を国内消費仕向量で除して算出したものである。

3) 牛乳・乳製品及び肉類の自給率は、国内消費仕向量の中位値による。

表2 食料自給率の見通し（試算）

(単位：%)

		平成4年度	平成5年度	(平成12年度(参考試算))	平成17年度
供給熱量自給率		46	37	44~46	44~46
参考	主食用穀物自給率	66	50	62~64	62~64
	穀物（食用+飼料用）自給率	29	22	28~29	28~29
	飼料自給率	26	24	31	34

注：1) 供給熱量自給率は、品目別自給率を供給熱量でウェイト付けして合計したものであり、畜産物については飼料自給率を考慮している。

2) 主食用穀物自給率は、米、小麦、大・裸麦のうち飼料向けのものを除いたものの自給率である。

3) 飼料自給率は、飼料用穀物、牧草等を可消化養分総量（TDN）に換算して算出したものである。

国内生産を基本とし、需要の動向に即した生産の展開を見込む。

b 小麦、大豆については、品質・コスト面での改善を進めることにより、国内産が適する日本めん用小麦、食品用大豆の生産の拡大を見込む。

c 野菜、果実については、市場に近接していることによる消費者ニーズへの即応、品質、鮮度等国内産の優位性をいかした高付加価値型生産が進展するとともに、品目の特性に応じた加工・業務用向け原材料生産の展開を見込む。

d 酪農については、適正規模での経営体質の強化、自給飼料基盤の拡充等を通じたコストダウンを図りつつ、生産の拡大を見込む。

e 肉用牛生産については、国産牛肉の品質面での優位性をいかすとともに、規模拡大等による生産性向

上を通じ、生産の拡大を見込む。

f 中小家畜生産については、経営体質の強化と環境保全を図りつつ、需要の動向に対応した生産の展開を見込む。

g 花き・花木については、居住環境の変化を背景とした生活に潤いと安らぎを求める動きが強まる中で、旺盛な需要の増加に対応して大幅な生産の拡大を見込む。

(4) 食料自給率

コスト・品質面での改善、供給の安定化等の前提を置きつつ、以上のような見通しを行った結果、供給熱量自給率は44~46%と平成4年度水準（46%）程度を維持する見通しとなり、自給率の低下傾向に歯止めがかかることとなる。

（近年のすう勢が継続した場合の試算を行うと、41~42

%に低下すると見通される。)

第2節 栄典関係

1 生存者叙勲

国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与し、特に功績顕著であるとして、勲章を授与された者は、次のとおりである。

ア 平成7年4月29日（150名）

第二等瑞宝章

今村 宣夫

勲三等瑞宝章

泉 総能輔

小笠原 正男

黒川 忠雄

姫野 健太郎

増満 二郎

大久保 圭一郎

亀岡 暉一

竹光 秀正

舟橋 正輝

山田 嘉治

勲四等旭日小綬章

岩崎 成嘉

金沢 裕臣

木村 勇

玉井 幸夫

西野 一彦

萬歳 啓三郎

堀謙三

島信行

大上忠

小嶋恒

長根連

高根英

平根孝

山本治

勲四等瑞宝章

有本 明弘

岩佐 三助

小林 三之助

高橋 寿介

萩原 介

深田 幸雄

松田 善登

村木 春雄

飯田健一郎

枝吉完

澤田司

内藤正

速水敏

福島嘉

松村彌

保田新

勲五等双光旭日章

味澤 與重

加茂 正彌

久世 平彌

下地 寛雄

豊倉 富雄

深沢 宗勝

山村 富夫

山下 程次郎

猪瀬三郎

吉瀬敬一

小堀三郎

田村實

中村勝比古

船木幸作

矢田和夫

勲五等瑞宝章

浅井 順治

天野茂

郎弘一亮夫	哲一平孝岩	夫清久造
二義浅圭金時次郎	元江田田木保澤見住林藤崎川畑田井野田嘉森上永原邊	一平幸嘉
宮藤田田島原川原池谷山藤水木木手野川村川尾野田田吉和	正吉通雄造治イ香平守保男一保徳昇志	一男三實
雨伊岩上牛大河小棍菊小菊小齊篠白田土永中西比增村安吉渡	利泰綱恒辰ヤ伊美正清利義	一助義行
伊岩上牛大河小棍菊小菊小齊篠白田土永中西比增村安吉渡	高玉土中西西細松村吉和	一郎平
大久保圭一郎	島信忠	志俊司
亀岡暄一	大上忠	平助
竹光秀正	小嶋恒	新之郎
舟橋正輝	高根英	延芳
山田嘉治	平根孝	正雄
島信行	小嶋吉	武作
大上忠	桑塩鈴	権正
小嶋恒	木村忠	傳次郎
高根英	千筒藤	彦夫
平根孝	松原井	勝男
山本治	松宮山	造巴
吉和	本崎西	利貞
也	口折地木村船井原井本	清正
入小片桑塩鈴	春藤幸	木村
山谷川口	正省喜寅一秀	江
片桑塩鈴	昌勘	海
桑塩鈴	喜寅一秀	田
木村忠	大川澤	藤邊
千筒藤	西端已木	間木
松原井	木村川	水
松宮山	中藤横	中鳴藤
本崎西	横	清
口折地木村船井原井本	昌勘	利
春藤幸	喜寅一秀	貞
正省喜寅一秀	大川澤	正
喜寅一秀	西端已木	水
木村船井原井本	木村川	江
本崎西	中藤横	海
木村船井原井本	横	田
本崎西	横	藤邊
喜寅一秀	昌勘	間木
木村船井原井本	喜寅一秀	水
木村船井原井本	大川澤	中
木村船井原井本	木村川	鳴藤
木村船井原井本	中藤横	清
木村船井原井本	横	利
木村船井原井本	横	貞
木村船井原井本	横	水
木村船井原井本	横	江
木村船井原井本	横	海
木村船井原井本	横	田

勲六等单光旭日章

入小片桑塩鈴	夫博雄	志俊司
山谷川口	董德吾	平助
片桑塩鈴	吉吉	新之郎
桑塩鈴	吉吉	延芳
木村忠	吉吉	正雄
千筒藤	吉吉	武作
松原井	吉吉	権正
宮山本	吉吉	傳次郎
本崎西	吉吉	彦夫
崎西	吉吉	勝男
口折地木村船井原井本	吉吉	造巴
折地木村船井原井本	吉吉	利貞
木村船井原井本	吉吉	清正
木村船井原井本	吉吉	水
木村船井原井本	吉吉	江
木村船井原井本	吉吉	海
木村船井原井本	吉吉	田
木村船井原井本	吉吉	藤邊
木村船井原井本	吉吉	間木
木村船井原井本	吉吉	水
木村船井原井本	吉吉	江
木村船井原井本	吉吉	海
木村船井原井本	吉吉	田

勲六等瑞宝章

大川澤	頭	彦夫
澤	寬	勝男
澤	實	造巴
澤	實	利貞
澤	實	清正
澤	實	水
澤	實	江
澤	實	海
澤	實	田
澤	實	藤邊
澤	實	間木
澤	實	水
澤	實	江
澤	實	海
澤	實	田

勳七等青色桐葉章

足 立 收 一
紫 壽

數七等瑞寶章

福 田 明 男

賜杯（木五）

奥野保雄

イ 平成7年11月3日(151名)

勳三等旭日中綬章

孝治也

勳三等瑞寶章

相 賀 幸 雄
國 本 克 己

勲四等旭日小綬章

匡富美夫孟滋

遵四等璫寶章

一郎 勇
治 郎祐 男
俊 茂

勳五等双光旭日章

五信郎則男廣雄雄司松吉雄章
祥明誠正荒昌正春院末房善
桐城鳴村本原塚置野田上田鳴
赤岩小木坂杉高玉中西水山横

勅五等瑞宝章

夫雄茂雄夫
貞公俊都
木山岡佐田
青秋稻岩上

上 村 忠 雄
本 間 正 義

廣水志二 博典

稻益獸二

佐藤重誠幸勝治生

忠邦 雄夫 夫忠
博好英 一秀
中川地山田禮
岩上倉高福牟

喜郎作助甚之源三郎
次亥甚之源三郎
政次亥甚之源三郎
幸左衛門喜右エ門儀新芳敬正

男治勉郎良
久平勝

弘勇夫士明雄治策三之二武穗門市嬢作雄夫重郎一
良廣 久覺喜一政定 稲左春久計秀七喜卓由
友本澤村藤田平口治井山友村川野野永川口本井
大岡木古齊柴下関丹土富長野長波星楨松森矢山吉
作喜已男要吉亨郎雄二巍之衛次正巖治繁寛雄美成珍
周正美之 文 衛久文 博喜金 敏與勝正
野森瀬峪田藤水藤林井田嶋谷谷川井島本野屋根江田
内大加小斎齊清白竹土戸中能橋長藤前増水守山雪
和佐

勲六等瑞寶章	伊	藤	進	一	糸	賀	助
	佐	藤	利	明	椎	津	郎
	立	崎	勝	定	土	屋	市
	西	岡	繁	喜	太	野	吉
	堦		信		三	木	隆

七等青色桐葉章

佐藤吾一
勲七等瑞宝章
浅沼末吉 足立榮一
伊藤政一 立岩俊郎

2 褒章条例による表彰

(1) 黄綬褒章

業務に精勤し、衆民の模範であるとして、黄綬褒章を授与された者は、次のとおりである。

ア 平成7年4月29日(77名)

阿部忠男(北海道), 大谷實(北海道), 村本正(北海道), 木村武良(青森), 島川良彦(岩手), 鈴木正(岩手), 遠藤誠志(宮城), 奥山啓治(山形), 佐藤勲作(福島), 鈴木兵一(福島), 永久保豊(福島), 根崎貞雄(茨城), 阿佐美昭一(群馬), 小淵益太郎(群馬), 水野英利(埼玉), 平野俊雄(千葉), 小川靖浩(東京), 小島純一(東京), 鹿間源二郎(東京), 村田俊次(東京), 渡邊亘(東京), 石川安一(神奈川), 木村茂(新潟), 浜松豊一(新潟), 小境哲夫(富山), 新鞍邦三(富山), 下池新二(石川), 中田淳造(石川), 野田正生(福井), 上野弘道(山梨), 江本隆一(山梨), 崎山芳博(長野), 北川千里(岐阜), 古田牧治(岐阜), 川島一一(静岡), 柴田洋(静岡), 白柳辰雄(静岡), 濱田秀雄(静岡), 鬼頭久雄(愛知), 澤木義光(愛知), 高橋昭一(愛知), 星周輔(三重), 前田美種(三重), 布施正(滋賀), 安井太一郎(滋賀), 小澤正治(京都), 平野茂雄(京都), 阿部和昭(大阪), 下村保治郎(大阪), 中嶋通雄(大阪), 溝渕善夫(大阪), 後藤唯雄(兵庫), 塔筋昶(兵庫), 吉川輝昭(奈良), 四方幸一郎(奈良), 西浦孝太郎(奈良), 橋本晴之(奈良), 西浦耕七(和歌山), 古田靜男(鳥取), 松本活美(鳥取), 吉岡正敏(島根), 丹原一太(岡山), 小川治郎(広島), 蔦本一男(広島), 井下進(香川), 受川修(愛媛), 藤田惠(福岡), 和田豊治(福岡), 石井壽(佐賀), 黒木匂(佐賀), 渡邊松吉(佐賀), 小畠清(長崎), 住尾忠雄(熊本), 黒木光雄(宮崎), 山本富士良(宮崎), 西山秀雄(鹿児島), 光安一郎(鹿児島)

イ 平成7年11月3日(68名)

朝倉満雄(北海道), 直宗治(北海道), 村上吉一(北海道), 平田慶一(青森), 佐藤東一(岩手), 多田啓紀(岩手), 佐々木福德(宮城), 三浦善一(宮城), 笹原永治(山形), 佐藤利隆(福島), 佐藤弘(福島), 大谷武(茨城), 渡邊千治(茨城), 井草芳男(群馬), 井上峰次(埼玉), 窪田太門(千葉), 斎藤博正(千葉), 成尾由秋(千葉), 石田侃二(東京), 伊藤宏之(東京), 高橋進(東京), 原善治(東京), 田邊正一(新潟), 永

井淑雄(新潟), 藤田正重(新潟), 麻生圓兵衛(富山), 鈴蠟孝一郎(富山), 林清治(富山), 高岩權治(石川), 前田孝(石川), 阪下利榮(福井), 花口竜治(福井), 真部次郎(長野), 上松忍(岐阜), 美谷添清(岐阜), 鈴木謙次郎(静岡), 中野要(静岡), 増田泰治(静岡), 湯山博(静岡), 佐野英子(愛知), 日出山一守(愛知), 村瀬与根重(愛知), 梶弥作(大阪), 熊本武史(大阪), 西川通男(大阪), 山本明(大阪), 古谷修一(兵庫), 松原幸次(兵庫), 三浦昭二郎(兵庫), 小原彌一郎(奈良), 茶山巖(奈良), 山口正治(奈良), 中田肇(和歌山), 和田藤彌(和歌山), 遠藤勇(鳥取), 森正樹(鳥取), 恩田勲(島根), 渡部猪之助(島根), 利穂博(徳島), 伊賀時夫(香川), 榎田トクノ(福岡), 角幸憲(福岡), 村瀬嘉納(福岡), 川瀬利雄(長崎), 高野富夫(熊本), 日高立夫(宮崎), 深田忠則(鹿児島)

(2) 藍綬褒章

公益の利益に與し、成績著名であるとして藍綬褒章を授与された者は次のとおりである。

ア 平成7年4月29日(9名)

佐々木強(北海道), 西原高一(東京), 木村治愛(大阪), 桑原康太郎(大阪), 上島達司(兵庫), 藤澤省三(奈良), 七熊太郎(長崎), 平井龍三郎(熊本), 川崎一三(鹿児島)

イ 平成7年11月3日(8名)

長谷川浩一(東京), 稲葉由藏(静岡), 後藤靜彦(岐阜), 星野正直(京都), 河盛泰三(大阪), 山本松太郎(鳥取), 斎藤幸則(香川), 鳴崎千代(高知)

第3節 国会関係

1 7年度中の国会状況

7年度において次の5国会が開催された。

国会回次	召集日	閉会日	会期
第132回通常国会	7. 1.20	7. 6.18	150日間
第133回臨時国会	7. 8. 4	7. 8. 8	5日間
第134回臨時国会	7. 9.29	7.12.15	78日間
第135回臨時国会	8. 1.11	8. 1.13	3日間
第136回通常国会	8. 1.22	8. 6.19	150日間

2 第132回通常国会

(平成6年度農林水産省年報に既述されており省略)

3 第133回臨時国会

本国会は、前国会終了後の7月23日に行われた第17

回参議院通常選挙後の国会であり、各委員会の審議は行われなかつた。8月8日には、景気回復のテコ入れを内閣改造の課題として第二次村山内閣が組閣された。

閉会中においては、各委員会における委員派遣が行われた。(衆)農水委では8月23日～25日に長崎・熊本・福岡県に、(参)農水委では9月4日～6日に佐賀・長崎県、北海道に委員派遣が行われた。

4 第134回臨時国会

本国会は、第二次村山内閣が臨んだ国会であり、景気対策、阪神・淡路大震災の復興のための平成7年度第二次補正予算の審議、オウム真理教問題に端を発した宗教法人法改正法案の審議、住専等不良債権問題や米国における大和銀行問題等の金融問題に関する審議等が各委員会で精力的に質疑された。

9月29日の召集日には、(衆)(参)本会議で総理所信が行われ、所信に対する質疑は(衆)本会議では10月2、3日、(参)本会議では10月3、4日に行われた。また、財政演説が(衆)(参)ともに10月4日に行われ、質疑も(衆)(参)ともに翌5日に行われた。

予算委員会では、10月5日に(衆)(参)ともに第二次補正予算案の提案理由説明が行われ、(衆)予算委では10月11～13日に総括質疑を行い、13日に採決、同日の本会議で可決され、(参)では10月16～18日に総括質疑、18日に採決、同日の本会議で可決された。金融問題等については、(衆)では10月26日に金融・外交等に関する集中審議、12月13日及び14日に金融問題等集中審議が、(参)では経済及び外交に関する集中審議が行われたほか、12月13日の本会議で金融問題について政府報告・質疑が行われたが、この間、12月1日には連立与党の「住専問題処理指針」が公表された。

また、本国会は、当初11月13日までの46日間の予定であったが、宗教法人法改正法案等の審議のため、11月13日に32日間の会期延長が決定された。

宗教法人法改正法案については、改正の是非、特別委員会の設置理由に対して与野党が対立し、また(参)宗教法人特別委員会においては参考人招致問題で野党が委員長室前にピケを張るなど与野党の対立が激化したもの、12月8日には(参)本会議においても可決された。

なお、新食糧法の施行による8年産米価の決定に伴い、12月6日に(衆)(参)農林水産委員会で米価に関する一般質疑が行われた。

5 第135回臨時国会

本国会は、1月5日の村山総理の辞意表明を受け、8日に自民党・社会党・新党さきがけの3党間で「新しい政権に向けての三党政策合意」がなされ、首班を指名するための国会が召集されたにとどまり、各委員会の審議は行われなかつた。

首班指名においては、橋本自民党総裁が、(衆)本会議では288票(総投票数489票)、(参)本会議では158票(総投票数251票)を獲得し、第82代首相となつた。

6 第136回通常国会

本国会は、1月11日に組閣された自民・社民・さきがけの連立政権で橋本内閣初の通常国会であったが、昨年の臨時国会から住専問題が焦点となる一方、エイズ薬害問題、沖縄米軍基地問題なども集中的に議論されたが、総体的には、いわゆる「住専国会」との様相を呈した国会であった。

政府提出の法案は、99件提出された外、条約8件、承認3件が提出され、全件成立、承認されたことにより、第132国会以降全件成立が続いている。また、7年度第三次補正予算案及び8年度予算案が審議され、8年度予算案については50日間の暫定予算が組まれ、5月10日に成立した。

1月22日の召集日には、開会式及び(衆)(参)本会議が開かれ、施政方針、外交、財政及び経済の四演説が行われ、各党の代表質問は、(衆)では1月24、25日、(参)では25、26日に行われた。

7年度補正予算案の審議は、1月26日に(衆)(参)予算委員会で提案理由説明が行われ、(衆)では1月13日に質疑、14日に質疑、採決が行われ、同日に本会議可決後(参)に送付され、(参)では15日に質疑、16日に質疑、採決が行われ、同日に本会議可決し、成立了。

8年度予算については、1月26日に(衆)(参)予算委員会で提案理由説明が行われた。

(衆)では、1月30日に総括質疑に入ったが、住専関係の資料要求等を巡り与野党折り合わず、新進党は国費6850億円の積算根拠等が明らかにならない限り審議に応じられないとして、審議途中に退席し、欠席のまま総括質疑が一巡した。2月1日には新進党欠席のまま「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律」に基づく住専関係の資料要求を決議した。この要求に対し、翌2日大蔵大臣が証人としての書類の提出要求についての申立てを行ったため、内閣に対して資料提出を要求することとなつた。2月5日には新進党

が予算委に出席し、13日まで総括質疑が行われ、15日には参考人質疑、16日には参考人質疑及び加藤紘一議員等の委員外議員質疑が行われた。19~21日一般質疑、22、23日公聴会、26日は住専問題等集中審議、27日には外交問題等集中審議が行われ、28日に再度一般質疑、29日及び3月1日に分科会が行われた。3月4日には一般質疑及び締めくくり総括、採決を行うこととなっていたが、新進党は、新進党不在で委員会採決の日程等をセッテしたという不正常な状態で予算委の開会を許す訳にはいかず、また、予算案から6850億円の財政支出削除に応じない限り審議に応じないとの方針を決定し、4日早朝から予算委員会室前に座り込み、審議を行えない状況となり、国会正常化のための協議等が続けられたものの、結局24日まで国会は空転した。この間、3月5日に与党が住専処理追加策を決定、6日には与党が金融問題等調査特別委員会の設置を提案

し、13日には新進党が住専問題に関する具体的方針を公表、15日には衆議院議長から新進党に文書で退去勧告が出されるなどの動きがあった。

3月25日には、与野党で「①予算委員会及び衆議院本会議における平成8年度予算の審議は各党の意見を尊重し十分な審議を行い、強引な採決は行わない。②証人喚問等について、予算委員会は真摯に受けとめ協議して対応する。」との合意が得られ、国会が正常化した結果、27日(衆)、28日(参)での暫定予算の質疑採決が行われ、4月1、2日に総括的一般質疑、3日一般質疑、4日住専紹介融資等集中審議、5~10日の一般質疑を経て、11日に締めくくり総括質疑、採決後、同日の本会議で、予算書の総則に第16条を追加し、「緊急金融安定化資金の六千八百五十億円については、制度を整備した上で措置する」旨規定するとの修正案を提出し、予算案とともに可決され、(参)に送付された。

表3 一般会計・特別会計・政府関係機関予算案の審議状況

件 名	提出年月日	衆議院本会議	参議院本会議
◎平成7年度補正予算(第2次)	7.10.4	7.10.13	7.10.18
◎平成7年度補正予算(第3次)	8.1.22	8.2.14	8.2.16
◎平成8年度予算	8.1.22	8.4.11	8.5.10
◎平成8年度暫定予算	8.3.26	8.3.27	8.3.29

表4 第136回国会(通常会)における農林水産省関係法律案の審議経過

件 名	提出年月日	衆議院本会議	参議院本会議	公布年月日 番号
◎生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案	8.2.6	8.4.11	8.5.8	8.5.15 法律第38号
◎農畜産業振興事業団法案	8.2.7	8.4.25	8.5.22	8.5.29 法律第53号
◎林業労働力の確保の促進に関する法律案	8.2.13	8.4.12	8.4.26	8.5.24 法律第45号
◎林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案	8.2.13	8.4.12	8.4.26	8.5.24 法律第46号
◎木材の安定供給の確保に関する特別措置法案	8.2.13	8.4.12	8.4.26	8.5.24 法律第47号
◎植物防疫法の一部を改正する法律案	8.3.5	8.6.6	8.4.12	8.6.12 法律第67号
◎排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案	8.3.26	8.5.28	8.6.7	8.6.14 法律第74号
◎排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案	8.3.26	8.5.28	8.6.7	8.6.14 法律第76号
◎海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案	8.3.26	8.5.28	8.6.7	8.6.14 法律第77号
◎水産資源保護法の一部を改正する法律案	8.3.26	8.5.28	8.6.7	8.6.14 法律第78号
◎農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案	8.4.12	8.6.7	8.6.18	8.6.21 法律第97号
◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案 (衆)農水委員長提案)	—	8.3.26	8.3.27	8.3.31 法律第22号
◎まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案 (衆)農水委員長提案)	—	8.6.14	8.6.17	8.6.21 法律第101号

(参)では、4月12日から9日間総括質疑が行われ、その間の19、22日に参考人質疑が行われた。30日の公聴会、5月1、2日の証人喚問、7日の委嘱審査、8日の住専・経済・財政等集中審議、8日午後及び9日の締めくくり総括を行い、9日に採決され、10日に本会議で可決された。これにより、住専問題の審議の舞台は金融問題等特別委員会に移ることとなった。

なお、参考人質疑については、(衆)(參)ともに住宅専門金融会社、母体行、系統金融、借り手会社の代表が招致された。

金融問題等に関する特別委員会は、金融、税制、財政制度及び経済構造全般にわたる改革並びに金融機関等の諸問題について調査するため、(衆)で4月19日に設置され、(參)では5月24日に設置された。

(衆)では、5月21日に本会議で農水産業貯金保険法改正法案を含む金融6法案の趣旨説明、質疑が行われ、24日に委員会で提案理由説明を行い、28、29日に総括質疑、30、31日及び6月3日に一般質疑、4日に参考人質疑、5日一般質疑を行い、6日に締めくくり総括質疑の後、採決が行われ、7日の本会議で、追加質疑の後可決され、(參)に送付された。(參)では、6月10日に本会議で金融6法案の趣旨説明、質疑が行われ、同日、委員会で提案理由説明が行われた。委員会では、11日に総括質疑、12日に総括質疑及び参考人質疑、13日に一般質疑、14日に一般質疑及び中央公聴会、17日に締めくくり総括質疑、採決が行われ、18日の本会議で可決された。

海洋法関係法案については、(衆)では、5月10日の本会議で海洋法条約及び関連8法案の趣旨説明が行われ、14日に農林水産委員会で当省海洋法関係4法案の提案理由説明を行う一方、外務委員会で総理、農水大臣等も出席して海洋法条約の提案理由説明、質疑が行われた。当省海洋法関係4法案については、農水委で、15日に質疑、16日に参考人質疑が行われ、24日に外務委、農水委、運輸委及び科学技術委の連合審査が総理出席の下行われた後、同日の農水委で採決が行われ、28日の本会議で海洋法関係9法案が可決し、(參)に送付された。(參)では、海洋法特別委員会が5月24日に設置され、31日の本会議で趣旨説明、同日委員会で海洋法関連9法案の提案理由説明を経て、6月4日に質疑、5日に参考人質疑、6日には質疑採決が行われ、7日には本会議で可決した。

法案については、既述のように政府提出法案全てが成立したが、当省提出法案についても専管6件、共管5件が成立した中、特別委員会で審議された法案が前述のように5件あった。議員立法については、農水閣

係では農林漁業金融公庫法改正法案、まぐろ管理強化法案が成立した。

また、漁港審議会の同意人事が会期末の6月19日に承認された。

第4節 災害対策

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災に対する対策として様々な災害応急・復旧対策が講じられた。

特に、被災者の住居対策、雇用促進対策、生活保護対策等は、本災害の被災者に対し、従来にない特別措置を講じた。

また、我が国の災害対策は、本災害を契機として従来の災害発生後の応急・復旧対策に重点を置いたものから、防災体制の強化、初動体制の確立、災害に対する広域連携など防災対策の重要性を明確に示すものに大きく変貌を遂げようとしている。

今回、阪神・淡路大震災の災害対策とともに、その後の防災・災害対策体制整備状況を記すこととする。

1 阪神淡路大震災の災害対策

(1) 災害の概要

ア 地震の概要

平成7年1月17日(火)午前5時46分、兵庫県淡路島北部を震源とする地震が発生した。各地の震度等は表5のとおりであるが、ここで特徴的なのは神戸市等の一部地域において、初めて震度7の判定が行われたことである。

表5 地震の概要

発生年月日	平成7年1月17日5時46分頃
震源地	兵庫県淡路島北部
震源の深さ	16km
規模	マグニチュード7.2
震度	7 神戸市須磨区鷹取、長田区大橋、兵庫区大開、中央区三宮、灘区六甲道、東灘区住吉、芦屋市芦屋駅付近、西宮市夙川付近、宝塚市の一部、淡路島北淡町・一宮町・津名町の一部等

6 神戸、洲本

5 豊岡、彦根、京都

4 岐阜、四日市、上野、福井、敦賀、津、和歌山、姫路、舞鶴、大阪、高松、岡山、徳島、津山、多度津、鳥取、福山、高知、境、吳、奈良

3以下 省略

イ 被害の状況等

阪神・淡路大震災は、我が国初の都市直下型地震であり、本災害による人的被害は、死者6,308名、行方不明者2名、負傷者43,177名となっており、関東大震災に次ぐ大惨事となった。

特に、死者は神戸市4,484人（全体の71%）、西宮市1,107人（同18%）など都市部に集中しており、死因の9割が家屋等の倒壊等によるものであることなど、都市直下型地震の恐怖を露呈する結果となった。

この他、住家については全壊が約10万棟、半壊が約10万9千棟、電気については発災直後に約260万戸が停電し、都市ガス・LPガスについては約115万戸が使用不能となり、水道については約123万戸が断水した。

また、輸送・交通機関の被害も甚大で、神戸港、山陽新幹線、名神・阪神高速道路、中国自動車道など、我が国の動脈である各施設が普通又は使用不能となつた。

被害状況等の概要は、表6のとおりである。

表6 被害状況等の概要

死 者	6,308名（関連死789名を含む。）
行方不明者	2名
負 傷 者	43,177名（うち、重傷者1,883名）
住 家 被 害	436,416棟（うち、全壊100,302棟）
火 灾	294件
水 道	地震直後は約123万戸が断水。2月末に仮復旧。
電 気	地震直後は約260万戸が停電。1月23日に復旧。
ガ ス	都市ガスは、地震直後は約86万戸で供給停止。4月20日に仮復旧。 LPガスは、約29万世帯で使用停止。1月31日に復旧。
通 信	加入電話：交換設備の障害により、約29万の加入者に障害が発生。翌日の午前中に復旧。 家屋の倒壊、ケーブルの焼失等により約19万の加入者に障害が発生。家屋の倒壊を除き1月末に復旧。
伝 送 路	NTT、日本テレコム、大阪メディアポートは、1月24日までには復旧。 日本高速通信は、3月20日までには復旧。
鉄 道 新 幹 線	新幹線：地震直後は高架橋の落橋等により京都・岡山間219kmが不通。

在来線：地震直後は高架橋の破損等によりJR123km、民鉄296kmが不通。8月23日に全面開通。

道 路 地震直後は名神高速道、中国自動車道、阪神高速道路、直轄国道の27路線36区間で通行止め。平成8年2月19日現在、阪神高速3号神戸線の一部区間（平成8年10月開通予定）を除き開通。

港 湾 神戸港において、ポートアイランド地区、六甲アイランド地区を中心に埠頭の沈下等により大部分が使用不能。平成8年度中に復旧予定。

ウ 農林水産業関係の被害状況

農林水産業関係の被害については、農地約1,300箇所、ため池等の農業用施設約2,800箇所で亀裂等の被害が、六甲山地をはじめとした林地約80箇所で山腹崩壊等の被害が、淡路島北部、神戸市、明石市などの漁港施設約20港で亀裂、護岸沈下等の被害が、農林水産業共同利用施設約80箇所及び卸売市場10施設（中央卸売市場4施設、地方卸売市場6施設）で全壊、地盤沈下、設備の損壊等の被害が発生するなど各施設において甚大な被害が発生し、その被害額は約900億円程度となつた。

また、農作物等の被害については、発災が端境期であったこともあり、幸い比較的小さかった。

この他、食品流通加工業の被害については、食品製造業等が560億円程度、食品卸売業が370億円程度、食品小売業が1,090億円程度、外食産業が530億円程度となつた。

(2) 政府の対応

ア 初動期の対応

従来、地震等の災害が発生した場合、政府は、地方自治体からの被害報告を受けて国土庁を中心に消防庁、警察庁、防衛庁、海上保安庁等により、被害状況等の情報収集、地方自治体からの災害応援の要否の打診、人命救助及び災害応急対策支援のための応援出動等を行うこととなっていた。

阪神・淡路大震災発災後、政府機関がとった初動期の対応は表7のとおりであるが、地方自治体自らが被災し、機能が麻痺したことにより政府機関に対する被害状況の報告及び災害派遣要請が遅れたこと等から、政府の初動動作は遅れた。

政府は、非常災害対策本部の第1回会議を11時30分に開催し、被害状況及び各省庁の対応について情報交換を行うと共に当面の早期復旧対策を決定した。また、

当該会議の決定に基づき、17日午後には第1回の政府調査団（国土府長官を中心とする15省庁20名）を派遣している。

さらに、1月19日の閣議決定により、本災害は政府として一体かつ総合的な対策を講ずる必要があるとして、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置し、その後の復旧対策を推進した。

また、政府の災害対策を一体的に推進するため、専任の国務大臣を任命すると共に、非常災害対策本部の現地対策本部を設置した。

表7 政府機関における初動期の対応

7年1月17日

- 5時46分 地震発生
- 55分 大阪管区気象台が関係行政機関等に地震情報を送付。
- 6時04分 気象庁本庁が国土府等関係省庁等へ地震情報を送付。
消防庁は被災関係府県に対し適切な対応と被害報告について指示。
警察庁は全国の機動隊等に対し出動準備を指示、被災関係府県警察に被害状況の把握を指示。
- 防衛庁は各部隊に対し非常勤務態勢を指示。
海上保安庁は行動中の巡視船艇による被害状況調査を開始。
- 08分 國土府は一斉連絡により大臣秘書官・國土府非常災害対策要員を非常参集。
- 50分 國土府は消防庁、警察庁に対する被害情報収集を開始。
- 7時00分 國土府は総理大臣秘書官に情報連絡開始。
防衛庁は情報収集のため航空偵察を開始。
海上保安庁は被害状況調査のため巡視船艇、航空機を順次投入。
- 30分 防衛庁は兵庫県庁等へ連絡調整要員を派遣。
國土府は非常災害対策本部設置準備開始。
- 8時前 防衛庁は近傍災害派遣を開始
- 8時過ぎ 警察庁は大阪、徳島、兵庫等各府県警察のヘリコプターによる被害状況把握を開始。
- 8時21分 國土府は災害対策関係省庁連絡会議の

開催を各省庁に通知。

- 10時00分 防衛庁は兵庫県知事からの災害派遣要請を受け、神戸市、淡路島等への自衛隊派遣を開始。
消防庁は兵庫県知事からの災害派遣要請を受け、関係都道府県知事に対し応援出動を要請。
「平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部」を閣議決定により設置。
- 11時00分 災害対策関係省庁連絡会議を開催。
- 30分 非常災害対策本部会議（第1回）を開催。
- 午 後 政府調査団（第1回）を現地に派遣。
- 1月18日 非常災害対策本部会議（第2回）を開催。
- 19日 「兵庫県南部地震緊急対策本部」を閣議決定により設置。
- 20日 専任の「兵庫県南部地震対策担当大臣」を任命。
- 21日 非常災害対策本部の現地対策本部（本部長：国土政務次官）を閣議決定により設置。

以降略

イ 政府が講じた応急・復旧対策

政府は、非常災害対策本部及び緊急対策本部を設置し、本災害を緊急に激甚災害に指定すると共に、生活福祉資金の貸付制度の拡充、税制上の措置、雇用対策、教育対策等、被災者対策の充実、応急仮説住宅の建設、解体を含めた瓦礫等の公費による処理、中小企業及び医療機関への低利融資等の特例措置等を講じた。

さらに、復旧・復興対策を支援するため、復旧事業等に対する補助率の嵩上げ措置等を定めた「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」をはじめ、必要な法律の整備を行った。

なお、政府が講じた主な応急・復旧対策は、表8のとおりである。

表8 政府が講じた主な応急・復旧対策

災害救助法の適用	兵庫県の10市10町及び大阪府の5市において災害救助法を適用し、必要な応急救助を実施。
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の実績は、平成8年3月8日現在5,741件。 災害援護資金の実績は、同57,924件。
激甚災害の指定	本災害を激甚災害として指定し、公共土木施設災害復旧事業

等に関する特別の財政援助、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例等の措置を適用（1月24日閣議決定、1月25日交付・施行）。

農地・農業用施設等を追加（2月3日閣議決定、2月8日交付・施行）。

罹災都市借地借家臨時処理法の適用 本災害による被害を受けた借家人及び借地人の権利を保護するため、兵庫県の10市11町及び大阪府の12市において罹災都市借地借家臨時処理法の規定を適用。

特別財政援助法その他の立法措置 地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行うため、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（2月28日成立、3月1日交付・施行）を制定。この他、租税の減免・徴収猶予措置等の法律を多数制定。

(3) 農林水産省の対応

ア 初動期の対応

農林水産省は、地震発生後直ちに近畿農政局において農業用施設、卸売市場、関係機関等の被害状況の情報収集活動を開始した。

また、農林水産本省内にも政府の災害対策関係省庁連絡会議終了後直ちに「農林水産省兵庫県南部地震対策連絡会議」を設置（19日に、農林水産大臣を本部長とする「兵庫県南部地震対策本部」に移行）し、被災地との情報収集及び省内各局庁の対策の実施状況について打ち合わせを開始した。しかし、電話回線の障害等により、被災地の情報収集がままならず、郵政省及び日本サテライトシステムズの協力を得て、通信衛星を経由した直通専用回線を確保し、現地との情報収集・連絡調整等の体制を整えた。

特に、今回の地震による被害が都市型災害であることから、緊急食料の供給について万全を期すため、食糧庁において、17日、主要米穀卸売業者に対し、災害用米穀を県等からの要請があり次第提供できるよう

指示した。実際に、県等から乾パンの提供要請が18日あり、この要請に対し円滑に対応できたことは幸いであった。

さらに、現地の要望に即した対応体制整備のため神戸農林水産消費技術センター内に「食料等供給現地対策本部」を設置した。

農林水産省における初動期の主な対応状況は、表9のとおりである。

表9 農林水産省における初動期の対応

7年1月17日

5時46分 地震発生。
近畿農政局において、直ちに被害状況等の情報収集開始。
11時00分 災害対策関係省庁連絡会議出席。
30分 非常災害対策本部会議（第1回）出席。
12時15分 「農林水産省兵庫県南部地震対策連絡会議」を設置し、被災地の情報収集及び災害対策につき体制を確立。
午 後 政府調査団（第1回）に参加。
14時00分 近畿農政局内に「兵庫県南部地震対策本部」を設置し、被災地の情報収集及び災害対策につき体制を確立。食糧庁において、主要米穀卸売業者に対し、災害用米穀を県等からの要請があり次第提供できるよう指示。

17時00分 水産庁船舶が緊急任務に従事。
1月18日 非常災害対策本部会議（第2回）に参加。

兵庫県等からの要請を受け、大阪、愛知、広島食糧事務所から、乾パンの供給開始。

17時30分 海外からの救助犬派遣申し出を受け、動物検疫所に受け入れ準備を指示。
19日 「農林水産省兵庫県南部地震対策連絡会議」を、農林水産大臣を本部長とする「兵庫県南部地震対策本部」に移行。
20日 神戸農林水産消費技術センター内に「食料等供給現地対策本部」を設置。

以降略

イ 農林水産省が講じた応急・復旧対策

農林水産省は、食料等供給現地対策本部を設置し、県・市との密接な連携の下に、円滑な食料等の供給に努めるなど大災害発生時における農林水産省の役割の重要性を再確認すると共に、本災害に対し迅速、的確に対処するため、被災者救済対策及び農林水産業の災害応急・復旧対策等を次のように講じた。

① 農林水産省災害対策本部及び現地対策本部の設置等

本災害に対し、災害対策の的確かつ円滑な実施を図るため、農林水産省内に「兵庫県南部地震災害対策本部」を、近畿農政局内に「兵庫県南部地震現地災害対策本部」を設置するとともに、農林水産大臣の現地視察及び審議官等による被害状況の調査並びに対策等の指導を行った。

② 食料の緊急供給

神戸農林水産消費技術センター内に「食料等供給現地対策本部」を設置し、炊き出し用精米3千トン、乾パン10万食の他、パン2,732万個、弁当1,379万食、育児用粉ミルク6.7トン、牛乳51万リットル、即席麺93万食、缶詰46万食、果物164トン、飲料水1千トン、清涼飲料等854万本等の供給に努めた。

また、野菜供給安定基金が保有しているたまねぎ、キャベツを被災地市場へ優先的に放出した。

なお、水産庁所属の船舶が、食料等の緊急輸送に従事した。

③ 食品等の価格調査・監視

本災害による生活関連物資や木材等の価格の高騰、需給の逼迫を防ぐため、食糧事務所による高騰時パトロール、府県等による物価安定対策事業等を実施し、食料品等の価格調査・監視を行った。

④ 消費者情報窓口の開設

消費者からの、便乗値上げ、食料品等の需給状況・価格動向等の情報収集、苦情等に適切に対応するため、近畿農政局等に「消費者情報窓口」を設置した。

⑤ 木造住宅に関する緊急調査の実施

本災害においては、木造住宅等が全壊等により甚大な被害を受けたことから、建設省と共同で調査委員会を設置し、木造住宅の被害状況及び被害要因に関する緊急調査を実施した。

⑥ 農協・漁協貯金等の非常取扱い等

農協・漁協貯金において、通帳を紛失した場合でも、本人確認により支払い等を行う非常取扱い等について、関係団体等を指導した。

⑦ 共済金等の早期支払い

農協共済等について、実態に即し、共済金の支払いを早期に行うよう指導した。

⑧ 農林漁業団体職員共済組合の掛金の特例

被災による著しい給与変動がある場合、掛金算定の基礎となる標準給与を変動月から改定（通常は4か月目から改定）することとしたほか、被災により組合員への給与支払に著しい支障が生じている団体について、団体・組合員の掛金を免除した。

⑨ 農業者年金の保険料の特例

被災により保険料の納付が著しく困難となっている被保険者について、保険料を免除した。

⑩ 農林水産業融資の充実・強化

本災害により甚大な被害を受けた農林漁業者、中小企業等に対し、農林漁業金融公庫（農林漁業施設資金、卸売市場近代化資金等の加工流通関係資金）及び中小企業金融公庫（災害復旧貸付）等の貸付利率を当初3年間3.0%（利子助成により実質2.5%）とし、農林漁業施設資金の主務大臣指定施設の貸付限度額を引き上げる特別措置を行うとともに、自作農維持資金、沿岸漁業経営安定資金等経営維持・安定資金の円滑な融通を行うこととした。

また、関係機関等に対し、既往借入制度資金の償還条件の緩和を指導した。

⑪ 地すべり防止工事の実施

緊急に地すべり防止工事が必要となった箇所について、直轄地すべり対策災害関連緊急事業を実施した。

⑫ 農林漁業施設等の災害復旧

農地、農業用施設、林地及び漁港施設等の災害復旧については、緊急復旧を要するものについて、直ちに応急工事を実施するとともに、早期復旧を図るため、農地、農業用施設、林地及び漁港施設の災害復旧事業等への補助、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助を行った。

⑬ 卸売市場の災害復旧制度の創設

被災卸売市場の災害復旧事業を強力に支援し、早急に生鮮食料品等の円滑な流通体系の確保を図るために、特例措置として卸売市場における災害復旧事業を新たに国の中止対象（中央卸売市場は3分の2を国庫補助、地方卸売市場は2分の1を国庫補助）とした。

⑭ 激甚災害法に基づく災害復旧支援

本災害が激甚災害に指定されたことにより、平成7年1月25日に漁港、林地荒廃防止施設等の公共土木施設を、2月8日に農地、農業用施設及び農林水産業共同利用施設を激甚災害法の適用対象とし、災害復旧事業等に係る国庫負担率の嵩上げを行う特別措置を講じた。

⑮ 農地・農業用施設及び山地における二次災害防止対策

地すべり農地の点検・危険度判定を実施するとともに、ため池等の農業用施設についても、点検を強化し、落水、亀裂の処理等の応急工事を実施するなど、二次災害防止対策を行った。

また、二次災害防止等の対策が必要とされた山腹崩壊箇所のほか、亀裂が生じるなど二次災害の危険性の高い山地について治山事業等を実施した。

⑯ 農地法施行規則の一部改正

農地法施行規則の一部改正を行い、市町村が仮設住宅の建設等の応急対策又は復旧を行うために必要な農地転用及び災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関が鉄道、ガス等のライフラインの応急対策又は復旧を行うために必要ななる農地転用について許可不要とした。

(4) 復旧状況

ア これまでの復旧状況

地震の発生から1年以上が経過し、この間の政府を含め関係者等の一体となった努力により、電気、水道等のライフラインや道路、鉄道等の交通基盤施設は一部を除いて概ね復旧し、また、瓦礫の処理等も順調に進んでいる。

7年度末における主な復旧状況は次のとおりである。

① 被害者生活対策

兵庫県の応急仮設住宅については、平成7年8月10日に予定の4万8,300戸が完成し、避難所の被災世帯が全て入居できる状況となった。しかし、個別の事情により787人（1月10日現在）が未入居であり、引き続き入居斡旋等を行っている。

② 瓦礫処理

市町による損壊建物の解体・処理は9割が終了し、概ね7年度中には完了する見込みである。

③ 港湾機能の回復等

被害を受けた公共岸壁150バースのうち63バースが利用可能となっている。このうち、コンテナ埠頭については21バース中8バースが暫定利用可能であり、また、2月に仮設桟橋埠頭が完成し、コンテナ埠頭2バースの供用が開始された。なお、平成8年度中には全て復旧する予定である。

④ ライフライン関係

表2を参照。

イ 農林水産業関係施設等の復旧状況

農林水産省としては、阪神・淡路大震災により被災した農林水産業施設等に対し、農林水産業関係施設の早期復旧等を図るために、激甚災害法の適用による補助率の嵩上げを行い、農地、農業用施設、林地、漁港等については既存の災害復旧事業により、卸売市場施設については災害復旧制度を創設し、平成6年度補正予算、平成7年度1次・2次補正予算等において総額412億円を確保して、申請のあった施設の早期復旧に努め

てきた。

なお、現時点における農林水産業施設等の復旧状況は次のとおりである。

① 農地、農業用施設については、農地約700箇所及びため池等の農業用施設約1,700箇所において、平成7年度末までに約8割の箇所について復旧を完了した。

特に、被災したため池については、全国的な査定体制の整備により既に査定を終了し、平成7年度末までに復旧箇所約1,200箇所のうち約7割の箇所で既に復旧事業を完了している。

② 林地については、81箇所において山腹崩壊等が発生したが、専門家等による的確な復旧対策等の調査・検討を踏まえ、荒廃林地の早期復旧及び二次災害の防止を図るため、平成7年度末までに人家、公共施設に近接した区域を中心に、治山ダム工、土留工等を集中的に実施し、66箇所(81%)を完了した。

なお、残りの15箇所（平成7年度中に発注済）及び林地荒廃のおそれのあるその他の箇所（平成7・8年度において治山事業等により対応）についても、二次災害を防止するため積極的に事業を実施しているところである。

③ 漁港等については、24港の漁港において岸壁の前出し、エプロンの沈下、道路のクラック等の被害が生じた。

漁港の被災施設の復旧については、復旧工事の実施に当たり工法を変更した一部を除き、平成7年度中に完了した。

④ 中央卸売市場及び地方卸売市場については、災害復旧事業を支援し、生鮮食料品の円滑な流通体系の確保を図るために、国において卸売市場の災害復旧制度を創設し、中央卸売市場3市場（神戸市本場、神戸市東部、尼崎市）及び地方卸売市場2市場（明石市公設、伊丹市公設）の災害復旧事業を本制度の対象とした。

現在、尼崎市中央卸売市場と地方卸売市場2市場については、既に災害復旧事業が完了するとともに、神戸市本場と神戸市東部の中央卸売市場についても災害復旧事業の早期完了に努めているところである。

なお、被災したこれらの卸売市場については、仮設卸売市場等の設置もあり、通常業務を行っている。

(5) 復興対策

ア 政府の取組み

政府は「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」（平成7年2月22日成立、2月24日交

付・施行）において、復興に関する基本理念を示すとともに、この基本理念に基づき、被災地域での市街地復興を円滑に行うための「被災市街地復興特別措置法」、マンションなどの区分所有建物の再建を容易にするための「被災区分所有建物の再検討に関する特別措置法」などの必要な法律を整備した。

また、政府は復興のための施策を早急に、強力に推進するため、「阪神・淡路復興委員会」と「阪神・淡路復興対策本部」を設置し、平成7年4月28日には、阪神・淡路復興委員会の意見を踏まえ、「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講すべき施策」を決定し、平成7年7月28日には阪神・淡路復興対策本部が「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定し、兵庫県が策定した2005年を目標とする復興計画を政府として最大限支援することとなった。

阪神・淡路復興委員会は平成7年10月10日までに3回の意見と11の提言をまとめ、ひとまず委員会としての役目を終え、その後の事務を阪神・淡路復興対策本部に委ねている。

このように、被災地域の復興に向け、地元兵庫県と政府は今後一体となって2005年の目標に向かって取り組んでいくこととなる。

イ 農林水産業省の取組み

農林水産省としては、昨年7月28日に阪神・淡路復興対策本部で決定された「阪神・淡路の復興に向けての取組方針」に即し、兵庫県の「阪神・淡路震災復興計画」に盛り込まれた農林水産関係の施策を最大限支援する考えである。

特に、阪神・淡路地域全体の均衡ある復興を図っていくためには、災害に強い安全な農山漁村づくりを推進することが極めて重要な課題であることから、平成7年度までに「安全な地域づくり」のための復興関連経費として総額221億円を措置したところであり、平成8年度においても引き続き必要事業費の確保により事業の推進を支援していくこととしている。

なお、平成7年度までに実施した復興関連施策は、以下のとおりである。

① 治山施設等の整備

- a 老朽化等により災害の恐れのあるため池等の改修・補強等を推進するとともに、人家等に重大な災害を起こす恐れのある地すべりを防止する工事を行った。
- b 荒廃林地の二次災害防止を図るため、人家等に近接した区域を中心に集中的に治山事業を実施した。
- c 「阪神・淡路震災復興計画」に位置付けられた海

岸等の箇所のうち、特に早急に復興を図る必要がある野島・鳥飼地区において浸食対策を、沼島地区において環境整備を海岸事業として実施した。

② 農山漁村における農道等の整備

- a 災害時に集落等の地域住民の避難路・迂回路・物資運搬路として効果が見込まれる農道整備を促進した。
- b 緊急時における車両通行の円滑化のため、漁港関連道整備事業を実施した。
- c 漁港背後の漁業集落において、災害時に避難路、避難広場として活用し得る漁業集落道、緑地・広場施設等の整備のため、漁業集落環境整備事業を実施した。

③ 農漁村における集落排水施設等の整備

- a 農村において、循環利用が可能な生活・防火用水を確保するとともに、快適な生活環境基盤を整備するため、集落排水施設等の整備を推進した。
- b 漁港背後の漁業集落において、循環利用が可能な生活・防火用水の確保と快適な生活環境基盤の整備を目的に、漁業集落排水整備を実施するため、漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業を実施した。

④ 災害に強い漁港の整備

漁港を緊急食料の輸送や救援活動の拠点として活用するため、漁港整備事業を実施した。

2 防災・災害対策体制整備

(1) 「農林水産省防災業務計画」の改正

(平成8年1月17日)

ア 改定の趣旨

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項に基づき定められる防災基本計画については、平成7年1月の阪神・淡路大震災の経験に加え、防災を取り巻く社会構造の変化等に即しつつ、その抜本的な見直しが行われ、7月にその改定が行われたところである。

農林水産省においては、同法第36条第1項に基づき防災業務計画を定め、防災業務の推進を図ってきたところであるが、今般の防災基本計画の改定の趣旨を踏まえ、特に応急用食料の調達・供給体制を中心として、災害予防、災害復旧対策両面において防災業務計画の全面的な見直しを行い、さらに実効ある防災体制の整備に資することとしたものである。

イ 改定の概要

① 災害予防及び災害応急対策実施に係る体制（第3章第1節及び第4章第1節）

災害時における非常参集体制等の整備と防災拠点の確保を図ることができるよう必要な規定を設けるとともに、災害応急対策を的確に実施するため、農林水産省災害対策本部の下に、地方災害対策本部のほか、必要に応じ現地災害対策本部を設置することができることを明確にした。

② 災害に備えた応急用食料の調達・供給体制（第3章第4節等）

- a 応急用食料の調達・供給に当たっては、農林水産省、地方公共団体のそれぞれの立場に応じた役割を明確にするとともに、家庭や地域社会の中での応急用食料の自主的な備蓄について啓蒙宣伝に努めることとした。
- b 農林水産省は、米等主食系の食料を自ら備蓄するとともにその他の主要な食料について、定期的に品目別の供給可能量を把握し、災害が発生した場合、関係業者・団体に対し、直ちに出荷要請ができるよう体制を整備することとした。

また、関係機関との連携による緊急時の輸送方法の検討、輸送拠点としての卸売市場、漁港の整備について規定した。

③ 災害時における応急用食料の供給対策（第4章第5節）

災害が発生した場合において、応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、都道府県や関係行政機関と密接な連携の下に、迅速かつ的確な調達・供給に努めることとし、関係の規定を整備した。

④ 海外からの支援の受け入れその他関連対策（第4章第6節及び第7節）

海外からの支援の受け入れに当たって、植物検疫及び動物検疫について、支援物資等の輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう特段の配慮をすることとしたほか、災害発生時の食料品の需給及び価格に関する点検指導、消費者相談の実施に関する規定を整備した。

⑤ 災害に強い国土と農林水産業に係る基盤の整備（第2章第3節、第7節、第8節及び第9節）

森林、農道、農村公園、農業用排水施設、林道、漁港関連施設等の整備に関する事業については、防災上も重要な役割を果たしているとの観点から、「造林事業」、「農村整備事業等」、「林道事業」及び「漁港漁村整備事業」を、災害に強い国土と農林水産業に係る基盤の整備を図るために農林水産省が推進する事業として追加した。

⑥ 災害発生時における関係施設の応急復旧及び二次

災害防止対策（第4章第3節）

緊急輸送の確保等のために必要な漁港施設及び被災者の生活等のために必要な集落排水処理施設、農業用排水施設等の点検及び応急復旧等のほか、農林水産関係施設や荒廃林地に係る二次災害の防止対策に関する規定を整備した。

⑦ その他

農業に係る防災体制及び被害の拡大防止対策に関する規定を整理し、必要な見直しを行ったほか、防災に関する試験研究及び調査の充実、災害に関する情報収集活動の強化等を図るために所要の規定を整備した。

また、都道府県等の地域防災計画の作成に当たって重点をおくべき事項についても、所要の規定の整備を行った。

(2) 「農林水産省地震災害防災体制整備要綱」の改正
(平成8年1月17日)

農林水産省防災業務計画の大幅な改定に伴い、所用の改定を行った。

ア 改定の概要

① 地震予知情報等の伝達

観測データに異常が発見され、地震防災対策強化地域判定会が召集された場合、警戒宣言が発せられた場合その地震度5以上の地震が発生し、国民の生命、財産等に重大な影響を及ぼす被害が発生することが予想された場合には、これらの情報について、非常連絡網により電話連絡等を行い、地震災害対策本部を員その他の関係職員に伝達する。

② 農林水産省地震対策本部の設置

農林水産省地震災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合のほか、相当規模の地震災害が発生し、災害応急対策の実施等に万全の措置を講じる必要がある場合に設置する。

対策本部は、情報の収集、食料の供給対策等の地震防災応急対策又は災害応急対策の実施の推進、調整及び非常災害対策本部との連絡調整を行う。

③ 要員の確保等

次のaからbまでの事態が発生した場合には、地震防災応急対策又は災害応急対策を円滑に実施するため、対策本部要員等は直ちに非常連絡に従事し、必要に応じ、農林水産省に非常参集する。

a 観測データに異常が発見され、地震防災対策強化地域判定会が開催された場合

b 警戒宣言が発せられた場合

c 地震度5以上の地震が発生し、国民の生命、財産等に重大な影響を及ぼす被害が発生し、又は発生

することが予想された場合

(3) 緊急食料調達・供給体制整備要綱

(平成8年1月17日)

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、都道府県等からの要請を踏まえ、農林水産省において応急用食料（飲料を含む。以下同じ。）の調達・供給を迅速かつ的確に行うため、農林水産省防災業務計画で示した基本的な考え方方に即し、次の事項について要綱を定め、必要な体制の整備等を図ることとした。

ア 災害時に備えた体制の整備

① 米穀等の調達・供給体制の整備

- a 米穀等の備蓄等
- b 乾パンの備蓄

② その他の食料の調達・供給体制の整備

- a 調達可能量調査
- b 地方公共団体における食料の調達・供給体制の整備

③ 災害時に備えた輸送体制等の整備

- a 災害時に備えた輸送体制の検討
- b 卸売市場の整備
- c 漁港施設の整備

イ 災害時における応急用食料の調達・供給対策

① 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

- a 食料需給に関する情報収集
- b 応急用食料の供給可能量の把握
- c 政府倉庫等の被災状況の把握

② 卸売市場に関する被災情報の収集

③ 応急用食料の調達・供給

- a 米穀等の調達・供給
- b その他主要な応急用食料に関する供給要請
- c 生鮮食料品に関する出荷要請
- d その他の加工食品に関する出荷要請
- e 無償提供に係る応急用食料に関する調整

④ 応急用食料の輸送手段の確保

- a 自衛隊への緊急輸送要請
- b 輸送手段の多元化
- c 全国各地への輸送の円滑化

ウ 関連対策

① 食料品の需給及び価格に関する点検指導

② 消費者相談の実施

(4) 「震災等緊急時行動計画」の策定（平成8年3月）

ア 阪神・淡路大震災の経験にかんがみ、改めて震災等の緊急時における対応のあり方に関心が高まっており、農林水産省においても、防災業務計画の改定等を施行し、全体的な体制整備に努めてきた。

イ しかし、震災等緊急時においては、関係部局ごとに的確な対応を行っていくことが重要であることから、省内各部局の課室ごとの所掌に応じた応急用食料等の調達・供給、二次災害の発生防止等災害発生直後における対応等について、今回改定された防災業務計画等を踏まえ、「震災等緊急時行動計画表」を作成した。

また、併せて各部局ごとの緊急連絡網を整備した。

(5) 「首都直下型大規模地震発生時の農林水産省の初動体制について」の申合せ（平成8年4月19日）

「首都直下型大規模地震発生時の内閣の初動体制について」の閣僚懇談会申合せに基づき、地震災害対策実施体制の整備等を旨とする農林水産省の初動体制の大枠を決定した。

概要是、以下のとおりである。

ア 非常参集等

① 首都直下型大規模地震が発生した場合、農林水産大臣及び非常参集要員等はマスコミ情報若しくは情報連絡等を踏まえ、指定又は定められた参集場所に可能な手段で参集するものとする。

なお、道路状況等により参集が困難な場合は自宅等に待機し、速やかにその所在を報告する。

② 参集場所は、原則として農林水産省本省とするが、本省庁舎が使用不能の場合または政府の対策本部が立川防災基地で事務を行う場合は別途指示する場所へ参集する。

イ 職員、施設等の被災に対する対応

① 職員等の被災に対する対応

- a 本省庁舎内における職員等の被災に対しては、大臣官房経理課及び厚生課が中心となって対処する。
- b 職員等及びその家族の安否については、大臣官房秘書課が中心となって、情報収集及び問い合わせ等に対処する。

② 施設の被災に対する対応

- a 本省庁舎及び都内の関係施設の被災状況及び安全点検状況については、大臣官房経理課が中心となって情報収集するとともに、業務上支障のある被災箇所については早期に復旧させる。
- b 本省庁舎内の火災等に対しては、可能な限り職員等による消火活動及び重要物品の安全確保等を行うとともに、大臣官房経理課を中心に非常用物資の配備等を行う。

ウ 地震災害対策の実施体制の整備

① 初動時における臨時の職務代行

農林水産大臣に事故ある時等の職務代行順序を規

定するとともに、各部局等においても職務代行順序を規定することとする。

② 初動時における連絡、情報収集

初動時における関係機関等との連絡、情報収集については、大臣官房総務課災害対策要員を中心に行うこととし、各課室は、その所掌分掌に応じて情報収集に努め、報告するものとする。

③ 地震災害対策本部等の設置

政府の対策本部の設置に合わせ、農林水産省本省に地震災害対策本部を、被災地域にある出先機関に地震災害現地対策本部を設置し、必要に応じ、被災地域外の出先機関に救援対策本部を設置するものとする。

④ 地震災害対策本部事務局等の体制

a 地震災害対策本部事務局は、大臣官房審議官(災害担当)を長とし、総括班(地震災害対策に関する総合調整)、情報班(関係機関との連絡、情報収集)、広報班(行政相談、マスコミ等への対応)により構成する。

b 職員及び施設の被災対策のため、大臣官房秘書課、経理課及び厚生課を中心に、援護班(被災職員及びその家族に対する連絡・援護活動)、施設班(被災施設の復旧、非常用物資の調達等)を設置する。

c 地震災害対策実施のため、必要に応じ総括班の下に、食料等供給班(応急用食料等の調達・輸配送等の調整等)、金融対策班(金融対策に関する調整・指導)、復旧対策班(災害応急・復旧対策事業の調整・指導)、国際班(海外からの支援受け入れ等に関する調整等)、その他必要な班を設置する。

(6) 情報収集・伝達体制の整備(平成7年)

阪神・淡路大震災の経験にかんがみ、今後の災害に備えた確実な情報連絡体制を確保するため、農林水産本省と各地方農政局等との間を災害に強い通信手段である衛星通信により結んだ。

(7) 農林水産業関係施設の補強と耐震基準の見直し

ア 農地・農業用施設

農地・農業用施設については、大震災発生後、直ちに学識経験者等による兵庫県南部地震技術検討委員会(委員長:長谷川高士京都大学農学部教授)を設置し、地震による被害状況調査及び各種技術検討を行い、報告書を取りまとめることとしており、この報告書を踏まえ、直下型地震による影響も考慮した計画・設計手法の充実等耐震設計指針の見直しについて検討していることとしている。

イ 林野関係施設

治山施設については、有識者による耐震性の調査・検討結果を踏まえ、治山ダムについての耐震基準を策定し、平成8年度に関係機関へ通達することとしている。

林道施設については、平成7年度から3箇年計画で「林道施設災害の抑制方策に関する調査」を実施しているところであり、その一環として耐震性についても検討することとしている。

ウ 漁港施設

漁港施設については、有識者による耐震性の調査・検討結果を踏まえ、安全性を向上させるための設計震度の引き上げ、重要な施設についての液状化対策の強化等の耐震設計基準の見直しを行い、平成8年1月10日付で関係機関あて通達したところである。

3 農林水産業防災対策関係予算

7年度の農林水産業防災対策関係予算は、表10のとおりである。

表10 農林水産業防災対策関係予算

(単位:千円)

事	項	7年度予算額
1	科学技術の研究	627,005
	農作物灾害防止等	572,732
	漁船の転覆事故防止	17,431
	治山技術の確立、森林灾害の防止	36,842
2	災害予防	7,035,323
(1)	教育訓練	110,570
	機関検診技術員の常駐	110,570
(2)	防災施設設備の整備	6,889,796
	林野火災予防施設の整備等	2,304,116
	防災當農対策事業	1,918,225
	防災林業対策事業	4,455
	防災漁業対策事業	—
	漁港漁村の防災対策施設の整備	2,663,000
(3)	その他	34,957
	乾パン等の備蓄	10,596
	災害用種子の予備貯蔵	1,174
	林野火災予防啓発普及等	18,157
	国際防災の10年の推進	5,030
3	国土保全	(35,150,000)
		343,580,496
(1)	治山事業	(29,480,000)
		177,911,216
	国有林治山事業	34,162,000
	民有林直轄治山事業	7,688,883
	治山事業	7,582,793

治山激甚災害対策特別緊急事業	—	計	2,785,000
治山計画等に関する調査	106,090	(6) 地盤沈下対策事業等	7,168,850
民有林補助治山事業	(29,480,000)	(7) その他の事業	1,180,428
	136,060,243	保安林整備管理事業	1,180,428
治山事業	(29,480,000)		[16,200,000]
	133,077,243	4 災害復旧等	332,900,209
治山激甚災害対策特別緊急事業	1,553,000	(1) 災害融資	[16,200,000]
国有林野内補助治山事業	1,430,000	(2) 災害保険	1,228,212
(2) 地すべり対策事業	(1,700,000)	農業共済保険	320,541,997
構改局分 直轄	31,107,874	森林保険	275,203,840
補助	4,772,000	漁業共済保険	5,425,015
林野庁分 直轄	8,962,000	漁船損害保険	9,277,535
補助	4,807,874	(3) 災害復旧	30,635,607
	(1,700,000)	ア 公共土木施設	11,130,000
	12,566,000	直轄事業	1,490,000
(3) 海岸保全事業	(3,970,000)	直轄地すべり防止施設復旧事業	624,000
	31,707,000	100,000	
構改局分 直轄	4,120,600	治山施設	524,000
補助	(1,826,000)	海 岸	—
水産庁分 直轄	10,465,400	漁 港	—
補助	28,800	補助事業	866,000
	(2,144,000)	治山施設	306,000
	17,092,200	海 岸 等	71,000
(4) 農地防災事業	87,714,218	漁 港	489,000
国営総合農地防災事業	11,183,577	イ 農林水産業施設	8,845,000
農地防災事業	76,509,298	直轄事業	300,000
ため池防災対策調査	10,368	農業用施設	300,000
地域総合農地防災	10,975	林 道	—
農地保全地域防災対策調査	—	補助事業	8,545,000
(5) 災害関連事業	6,791,000	農 地	1,292,000
直轄海岸	—	農業用施設	6,361,000
農業用施設	44,000	林 道	874,000
災害関連緊急地すべり対策事業	51,000	治山施設	—
農村生活環境施設	40,000	漁業用施設	18,000
海岸保全施設等	2,000	ウ 国有林(林道分)	795,000
直轄地すべり対策灾害関連緊急事業	41,000	合 計	[16,200,000]
農地災害関連区画整備事業	550,000		(35,150,000)
直轄治山等灾害関連緊急事業	617,000		684,143,033
災害関連緊急治山等事業	2,057,000	(注) 1. ()書きはNTT, B事業分で内数である。	
治山施設等灾害関連事業	14,000	2. []書きは、農林漁業金融公庫融資額で外数で	
林地崩壊対策事業	112,000	ある。	
森林災害復旧造林事業	418,000		
漁港等	60,000		
後進地域特例法適用団体 構	417,000		
補助率差額	林 2,362,000		
水 6,000			